

障害者 福祉情報

139号 2015年3月

編集・発行

社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会

〒816-0804 春日市原町3丁目1番地7
クローバープラザ

TEL 092-584-3330 FAX 092-584-3319

<http://www.cloverplaza.or.jp/>[shakyou/sho/sho_index.htm](http://www.cloverplaza.or.jp/shakyou/sho/sho_index.htm)

あなたの近くに困っている人はいませんか

●障害のある人への差別が法律で禁止されます

「障害者差別解消法」が2016年4月から施行されます。

障害者差別解消法は、障害を理由とする差別を禁止して、障害のある人に平等な機会と扱いを保障する法律です。障害のある人もない人も、ともに暮らしやすい社会をつくるためにつくられました。

障害者差別解消法が施行されると、国や地方公共団体は、障害者差別の解消に取り組むことが義務付けられます。民間事業者は、努力義務ではありますが、指導や勧告に従わなかったり、うその事実を言うと罰せられます。

では、どのようなことが差別になるのでしょうか。

この法律では、「**不当な差別的取扱い**」と「**合理的配慮をしないこと**」が差別だとしています。

差別にあたるかどうかを判断する具体的な「ものさし」は今つくられている最中です。本年2月24日に政府が基本方針を示したのを受け、これから、国や地方公共団体などで具体的な差別の内容を示す予定です。

●障害のある人を理解することが必要です

みんなが暮らしやすい社会とするには、どんな人がいて、何を必要としているのか、知ることが大切ですよね。

あなたの周りにはどんな人がいて、何を求めていますか？

あなたにできることはないのでしょうか。

まずは、知ること、気づくことから始めましょう。

「不当な差別的取扱い」とは？

例えば、「障害がある」という理由だけでスポーツクラブに入れないこと、アパートを貸してもらえないこと、車いすだからといってお店に入れないことなど、障害のない人と違う扱いを受けること。

ただし、他に方法がない場合などは、不当な差別的取扱いにならないこともあります。

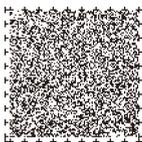
「合理的配慮をしないこと」とは？

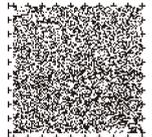
例えば、聴覚障害のある人に声だけで話す、視覚障害のある人に書類を渡すだけで読み上げない、知的障害のある人にわかりやすく説明しないことは、障害のない人にはきちんと情報を伝えているのに、障害のある人には情報を伝えないことになります。

障害のある人が困っている時にその人の障害に合った必要な工夫ややり方を相手に伝えて、それを相手にしてもらうことを「合理的配慮」といいます。

もくじ / 通巻139号

- ・あなたの近くに困っている人はいませんか 1～5
- ・障害福祉サービスの対象が拡大されました 6
- ・「まごころ製品」に関するお知らせ 7
- ・ほんだな 8





●こんなことで困っている人がいます

障害を理由に障害のない人たちとは違う扱いを受けたり、自分の障害に合うかたちで、必要な工夫ややり方をしてもらえない人がいます。

人それぞれ、困ること・配慮が必要なことは違います。

本誌では、聴覚に障害のある人に「困ること」「してほしい配慮」について教えていただきました。

※P1・P2は内閣府発行リーフレット「障害者差別解消法ができました(わかりやすい版)」を引用



スポーツクラブや
習い事の教室などで
障害があることを理由に、
入会を断られた。

お店に入ろうとしたら
車いすを利用している
ことが理由で、断られた。



災害時の避難所で、
聴覚障害のある人がいると
管理者に伝えたのに、
必要な情報が音声でしか
伝えられなかった。



役所の会議に呼ばれたので、
わかりやすく
説明してくれる人が
必要だと伝えていたが、
用意してもらえなかった。

音声の情報は、文字・光・振動・臭いなどに換えて伝達を

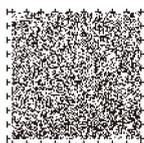
(社福)福岡県聴覚障害者協会

事務局長 太田陽介 氏

聴覚障害者にとってのバリアとは

聴覚障害者は、耳が聞こえないために、音声による情報を十分に得ることができません。音声主体の社会においては、社会の流れに対応できずに「情報の障害者」となってしまう。

また、聴覚障害者には、手話を使う人と使わない人がいます。聴力の程度や育った環境によってコミュニケーションの方法が異なります。聴覚障害の有無は外見では判断しにくく、見た目には障害があるようには見えません。そのため、「見えない障害」でもあります。



最近では、字幕付きのテレビ番組が増えてきました。パソコンや携帯電話でメールがきたり、商品の注文やさまざまな手配ができるようになりまし。ある回転寿司

店では、テーブルに設置されているモニターで、メニューと数量を選択して注文することができま

す。このように、音声によるコミュニケーションが要らない機器が普及し、健聴者だけでなく、聴覚障害者にも使えるようになってくることには大きな意味があります。

しかし、まだまだ十分ではなく、社会生活を営む上でさまざまな問題が残っています。

たとえば、列車を利用していて、ダイヤが乱れたとします。交通情報は音声で伝えられるため、聴覚障害者には状況がわからず、直接駅員に尋ねないとわかりません。

見た目では、耳が聞こえないこととはわからないので、危険な目にあうこともあります。道を歩いている、車や自転車のひかれそうになることがあります。

このように、音声主体で情報が伝えられているために、聴覚障害者への情報が制限され、時には命の危険にさらされることもあるのです。

東日本大震災の経験を活かして

東日本大震災で被災された方の中には、地震後に消防車が赤い回転灯を回してサイレンを鳴らして走っているのを見たが、何の情報を出しているのか理解できずにいて、しばらくすると、突然津波が来たので慌てて2階へ避難したという聴覚障害者がいました。幸いにも無事でしたが、命に関わる問題であり、早急に対策が必要です。

たとえば、津波の警報だったら、赤色と同時に別の青色の回転灯も回す方法で、聴覚障害者に対して津波を伝達できる方法も考えられます。「光」の色を変えることにより、伝達内容を聴覚障害者に理解させる方法もあるのです。

音声の情報は、光や文字に変換して伝達することができます。

その他にも、振動や臭いなどで知らせる方法もあり、睡眠時などのように眼を閉じている場合は、こちらの方法の方が有効的です。

今後、伝達したい情報をどうすれば聴覚障害者に理解してもらうことができるかという視点をぜひ多くの人に持っていただきたいと思ひます。

私たちには要約筆記と気軽に話せる仲間が必要

福岡県難聴者・中途失聴者協会

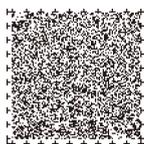
会長 福田照子 氏

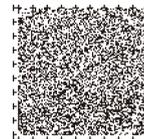
つらいのは他人に気を使うこと、誤解されやすいこと

私は15歳の頃、耳が聞こえづらくなっていることに気づき、その後、どんどん聴力が落ちていきました。今では、補聴器をつけなければ全く聞こえません。

よく「補聴器をつければ聞ける」と思われがちですが、実際は違います。相手の声の特徴や速さ、声の方向、周りの状況などによって、聞こえたり聞こえなかつたりします。聞こえても、聞こえやすさが違います。自分でも聞こえるポイントはよくわかりませんが、会話は、対面で、ゆっくり話してもらおうと聴きとりやすくなります。

私の場合、きれいに発語ができ、補聴器は髪で隠れていますので、自分から言わない限り、聞こえない人だ





とは思われません。

相手の話が聞こえなくても、家族など慣れた人には、気軽に聞き返せますし、雰囲気ですべて聞こえることがわかります。コミュニケーションに問題ありません。

しかし、知らない人に対しては、自分が難聴であることを言い出しにくく、聞き返すことを遠慮してしまいがちです。聞こえないことは相手に失礼だという思いが、昔から私の中にあるからです。

人から「おはよう」などと挨拶されれば返すのが当たり前です。私も聞こえればそうします。

しかし、そうしたくても話しかけられたこと自体に気づかなくて対応できず、「失礼な人」「できない人」と相手に決めつけられることがあるので困ります。

また、自分が難聴であることを説明しても、大抵の人は、時間がたてば、忘れてしまいます。

こちらも、2度3度までなら言えますが、それ以上は言いにくくなります。会話についていけず、輪に入っていけないので、次第に皆との間に溝ができ、落ち込むこ

とがよくあります。

今では「言うべき人」「言わない人」を区別しています。

「言うべき人」とは、家族や友人、病院のスタッフなど大切な情報のでやりとりをする人です。

通院はいつも一人でします。医師の話が聞きとりづらいことが多く、聞き返しても、医師ではなく看護師が説明をし直すので、きちんと対応してほしいと思います。

娘が小学生の頃、授業参観がありました。教室の後ろにいた私は、先生の話が聞こえませんでしたので、近くの父兄に先生の話を書いてほしいと頼みました。その時は対応してくれたのですが、次からは、自分は字がきたないからと、皆が避けるようになりました。

現在は授業参観に手話通訳者や要約筆記者の派遣を認める市町村もあるようですが、当時は通訳がなく、娘が学校や父兄などとの付き合いをかかなり助けてくれました。

聴覚障害者の防災



福岡県聴覚障害者協会では、聴覚障害者のための防災の一助として、「聴覚障害者防災マニュアル」と「となりぐみバンダナ」を作成しました。

防災マニュアルは、福岡県聴覚障害者センターホームページからダウンロードすることができますので、ぜひご活用ください。

防災マニュアルの内容

- ・日頃からの備え
- ・（非常持ち出し品、家の中の安全対策等）
- ・災害情報を知るには
- ・避難場所での行動等

救済連絡カード、避難所での災害時間い合わせシート等も掲載しています。

「となりぐみバンダナ」は、緊急災害時に「私は聴覚障害者で

す！」（バンダナの黄色の部分）、「手話でお手伝い（ボランテイア）ができます！」（バンダナのピンク色の部分）を、一目でわかりやすく伝え、防災グッズとして携帯に便利です。

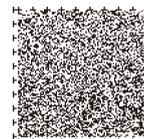


「となりぐみバンダナ」は1枚500円で販売中（送料は申込者負担となります）

【問い合わせ先】
福岡県聴覚障害者協会

災害対策部

春日市原町3-1-7
クローバープラザ東棟3F
TEL 092-582-2419
FAX 092-582-2414
ホームページアドレス
<http://www.fad.or.jp>



介護を終えて気づいたこと

私の中には「人のために何かをしてあげたい」という気持ちはずっとあります。

以前は、福祉分野で仕事をし、ボランティアもしました。夫の母親を10年間にわたり在宅で介護しました。

介護をしていた頃は、家事や子育て、仕事に加え、他人に気をつかわなければいけないストレスが重なり、一気に聴力が落ちました。

認知症の母と難聴の自分は、人から言われていることがわからない、コミュニケーションがとれない点で似ていると思いました。一方で、母は、何かをできると周りから褒められるのに、自分がいくら頑張っても誰にも褒められない悔しさ・悲しさがありました。誰かに話したくてもそれができず、孤独でも苦しい時期でした。自身の力だけでは、相手の話を

要約筆記があれば、負担が減るので、きちんと理解して考え、適切な対応をとることができそうです。相手に「失礼な人」「できない人」と思われることはないでしょう。

手話を使わない人にとって要約筆記者は、情報を伝えてくれるとても大切な存在です。しかし、要約筆記者の数はわずかな状況です。今後、より多くの要約筆記者が養成され、様々な場に派遣されることを期待しています。

また、私たち当事者も、障害のこと、どう配慮してほしいかもっと発信しなければと思います。

現在、福岡県難聴者・中途失聴者協会では、関係機関・団体のご協力のもと、福祉サービスや生活訓練の学習会を開催しています。気軽におしゃべりできる場にもなっていますので、ぜひ多くの方にご参加いただき、みんなが暮らしやすい社会を一緒に目指したいと思えます。

聴くことに精一杯で、

内容を理解し深く考

えるまでには及びま

せん。人間関係の築

きにくさを感じます。

福岡県難聴者・中途失聴者協会
FAX 0944-52-7103



要約筆記には「筆談」のほか「OHP（オーバヘッドプロジェクタ）」やパソコンなどを使う方法がある。写真は要約筆記者2人が、パソコンで福田さん（一番左）に伝えている様子。

応することができるとのことです。手話で話す人もいれば文字で話す人もいます。人によって、配慮してほしいポイントが異なります。

聴覚障害者の情報保障という点では、手話通訳者・要約筆記者が重要な役割を果たしています。

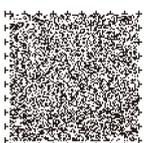
現在、手話通訳者・要約筆記者の派遣事業は、市町村が主体となつて実施しており、通訳を必要とする人が役場や病院などに行く時に派遣されています。派遣対象（目的・場所など）は市町村によって異なり、いつでもどこにでも派遣があるわけではありません。

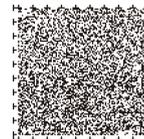
したがって、福祉サービスの充実とともに、個々人の理解と配慮のある対応が必要なのです。

障害のある人は、自分のことをもっと発信することが必要です。周囲は、それを理解することが必要です。お互いに歩み寄って、できることを探し出し、安心して暮らしていける社会をつくるのが求められています。

太田さんと福田さんのお話から、聴覚障害者は「見えにくい障害」であるために、周囲からの理解が得られにくいこと、「聞こえない」ので「できない人」と思われがちとなり、つらい思いをしている人がいることがわかりました。

しかし本当は、「できない」のではなく、音声の情報を文字や光など、別の方法に換えれば適切に対





**平成27年1月から
「障害福祉サービス等」の対象
となる疾病が拡大されました**

障害者総合支援法における「障害福祉サービス等※1」の対象となる疾病が、130から151へ拡大されました。

対象となる方は障害者手帳※2をお持ちでなくても、必要と認められた支援が受けられますのでご確認ください。

※1 障害者・障害児は、障害福祉サービス・相談支援・補装具及び地域生活支援事業（障害児は、障害児通所支援と障害児入所支援も含みます。）
※2 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

対象となる方

対象疾病に該当する方（下表参照）
※「劇症肝炎」「重症急性性肺炎」は平成27年1月から対象外となりました

手続き

・対象疾病に罹患していることがわかる証明証（診断書など）を持参し、お住まいの市区町村の担当

窓口にてサービスの利用を申請してください。

・障害支援区分の認定や支給決定などの手続き後、必要と認められたサービスを利用できます。

（訓練系・就労系サービス等は障害支援区分の認定を受ける必要はありません。）

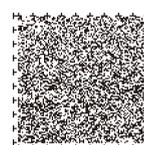
・詳しい手続き方法は、お住まいの市区町村担当窓口にお問い合わせください。

障害者総合支援法の対象疾病一覧（151疾病）
□（太枠）…新たに対象となった疾病
※…対象に変更はないが疾病名が変更されたもの（厚生労働省パンフレットを引用）

1 IgA腎症
2 亜急性硬化性全脳炎
3 アジソン病
4 アミロイドーシス
5 ウルリッヒ病
6 HTLV-1関連脊髄症
7 ADH分泌異常症
8 遠位型ミオパチー
9 黄色靭帯骨化症
10 潰瘍性大腸炎
11 下垂体前葉機能低下症
12 加齢性斑状性症
13 肝外門脈閉塞症
14 関節リウマチ
15 肝内結石症
16 偽性低アルドステロン症
17 偽性副甲状腺機能低下症
18 球腎臓性筋萎縮症
19 急速進行性糸球体腎炎
20 強皮症
21 巨細胞性動脈炎
22 巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
23 ギラン・バレー症候群
24 筋萎縮性側索硬化症
25 クッシング病
26 クリオピリン関連周期熱症候群
27 グルココルチコイド抵抗症
28 クロウ・深瀬症候群
29 クローン病
30 結節性硬化症
31 結節性多発動脈炎
32 血栓性血小板減少性紫斑病
33 原発性アルドステロン症
34 原発性硬化性胆管炎
35 原発性高脂血症
36 原発性側索硬化症
37 原発性胆汁性肝硬変
38 原発性免疫不全症候群
39 顕微鏡的多発血管炎
40 硬化性萎縮性苔癬
41 好酸球性筋膜炎
42 好酸球性消化管疾患
43 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
44 後縦靭帯骨化症
45 甲状腺ホルモン不応症
46 拘束型心筋症
47 広範骨柱管狭窄症
48 抗リン脂質抗体症候群
49 コステロ症候群
50 骨髄異形成症候群
51 骨髄線維症
52 ゴナドトロピン分泌亢進症
53 混合性結合組織病
54 再生不良性貧血
55 再発性多発軟骨炎
56 サルコイドーシス
57 シェーグレン症候群
58 CFC症候群
59 色素性乾皮症
60 自己食空胞性ミオパチー

61 自己免疫性肝炎
62 自己免疫性溶血性貧血
63 視神経症
64 若年性肺気腫
65 シャルコー・マリー・トゥース病
66 重症筋無力症
67 シュワルツ・ヤンベル症候群
68 神経性過食症
69 神経性食欲不振症
70 神経線維腫症
71 神経有髄赤血球症
72 進行性核上性麻痺
73 進行性骨化性線維形成異常症
74 進行性多巣性白質脳症
75 スティーヴンス・ジョンソン症候群
76 スモン
77 正常圧水頭症
78 成人スチル病
79 成長ホルモン分泌亢進症
80 脊髄空洞症
81 脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
82 脊髄性筋萎縮症
83 全身型若年性特発性関節炎
84 全身性エリテマトーデス
85 先天性QT延長症候群
86 先天性魚鱗癬糠紅皮症
87 先天性筋無力症候群
88 先天性副腎低形成症
89 先天性副腎皮質酵素欠損症
90 大脳皮質基底核変性症
91 高安動脈炎
92 多系統萎縮症
93 多発血管炎性肉芽腫症
94 多発性硬化症/視神経脊髄炎
95 多発性囊胞腎
96 遅発性内リンパ水腫
97 チャーヅ症候群
98 中毒性表皮壊死症
99 腸管神経節細胞減少症
100 TSH受容体異常症
101 TSH分泌亢進症
102 TNF受容体関連周期性症候群
103 天疱瘡
104 特発性拡張型心筋症
105 特発性間質性肺炎
106 特発性基底核石灰化症
107 特発性血小板減少性紫斑病
108 特発性血栓症
109 特発性大腿骨頭壊死症
110 特発性門脈圧亢進症
111 特発性両側性感音難聴
112 突発性難聴
113 難治性ネフローゼ症候群
114 膿疱性乾癬
115 囊胞性線維症
116 パーキンソン病
117 パーチャー病
118 肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症
119 肺動脈性肺高血圧症
120 肺動脈低換気症候群

121 バッド・キアリ症候群
122 ハンチントン病
123 汎発性特発性骨増殖症
124 肥大型心筋症
125 ビタミンD依存症二型
126 非典型型溶血性尿毒症症候群
127 皮膚筋炎/多発性筋炎
128 びまん性汎細気管支炎
129 肥満低換気症候群
130 表皮水疱症
131 フィッシャー症候群
132 封入体筋炎
133 ブラウ症候群
134 プリオン病
135 PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）
136 ベスレムミオパチー
137 ベーチェット病
138 ペルオキシソーム病
139 発作性夜間ヘモグロビン尿症
140 慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー
141 慢性栓塞性肺高血圧症
142 慢性肺炎
143 慢性特発性偽性腸閉塞症
144 ミトコンドリア病
145 メニエール病
146 網膜色素変性症
147 もやもや病
148 ラインゾーム病
149 ランゲルハンス細胞組織球症
150 リンパ管筋腫症
151 ルビンシュタイン・テイビ症候群



「まごころ製品」の

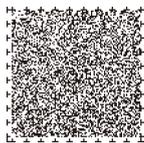
共同受注窓口を準備中

優先調達推進法の施行などにより、まごころ製品への関心は高まり、認知度も上がってきています。

ところが、いざ注文しようとしたときに、「製品の発注条件が希望と合わない」、「デザイン、パッケージが贈答品には向かない」など、限られた人員、設備で製品・サービスを提供している単独の施設・事業所では対応が困難な課題が見えてきました。

そこで、福岡県セルフセンターでは、平成27年2月に、福岡県から「共同受注窓口設置運営業務」の委託を受け、共同受注窓口の設置に取り組んでいます。

共同受注窓口では、窓口を一本化してニーズに応じた製品・サービスを紹介するだけでなく、各施設・事業所間で製品の品質を統一し、納期を調整することで分割受



注にも対応し、単独の施設・事業所では難しかった大口の受注もできるよようになります。

また、共同受注窓口で専属の職員を配置することで、営業回りや企業などのニーズ把握のほか、規格・包装紙の統一、商品開発なども低コストで行うことができま



◆ ◆ ◆
企業にとっても、自社の製品・サービスの企画開発等に共同受注窓口と共同で取り組むことで、官公庁に優先的に受注してもらえる可能性ががあります。

前号で紹介のとおり、福岡県セルフセンターでは、モデル的に地域の文房具メーカーである三菱鉛筆九州販売株式会社と共同で、「購入が障害者の工賃向上につながる文房具」を企画しています。

福岡県セルフセンターを通じて三菱鉛筆を注文することで、作業の一部（袋詰め・箱詰め等）を障害者福祉施設で行うことから「社会貢献型文房具」とPRできる日本初の取り組みです。モデル事業のため、まだ正式な周知を実施していないにも関わらず、11月に開始以降、5市町から注文をいただき、既に、来年度に向けて、官公

庁を中心に多くの問い合わせをいただいています。

平成27年度から共同受注窓口の事業として正式に開始する予定であり、多くの官公庁からの受注を見込んでいます。

このほか、共同受注窓口には、製袋作業等数社と業務受注について話を進めており、今後、多くの企業と協力して事業展開を行っていく予定です。

共同受注窓口に入会する事業所が増えるほど、幅広い活動を行うことができ、多くの受注に柔軟に対応できるようになりますので、障害者の収入向上のため、ぜひご検討ください。

〔問い合わせ先〕

福岡県セルフセンター

（福岡県社会福祉協議会 施設課内）

TEL092-584-3337

FAX092-584-3369

福岡三越での販売会が 大成功！

福岡県と福岡県セルフセンターの共同により、1月21日から25日

までの5日間、福岡三越で第2回福岡県「まごころ製品」大規模販売会が開催され、県内各地から選りすぐられた約5万点の商品を求めて多くの来場者で賑わいました。

昨年度を大幅に超える1,300万円余を売り上げ、販売会は大成功に終わりました。

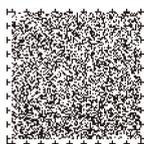
高品質で心のごもった「まごころ製品」はいかが？

障害者の皆さんが心をこめて丁寧に作るパンやお菓子などの食品、縫製品、木工品など「まごころ製品」は高品質と評判。現在、広島や東京など全国各地から注文が来ており、大変好評です。

商品の詳しい内容はホームページをご覧ください。
まごころ製品ショップ [まごころ製品ショップ](#)

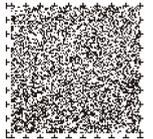
福岡県セルフセンター（社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会内） **21161**
福岡県春日市原町3丁目1番7号 クローバープラザ6階 TEL:092-584-3377

HPも大人気。「まごころ製品ショップ」で検索を!!





福祉情報センターでは、福祉に関する
図書・ビデオの閲覧・貸出を行っています。



- 利用時間 9:00~17:00
- 休館日 月曜日(祝日の場合は翌日・第4月曜日は除く)
- 貸出 図書・ビデオ 合計10点まで
※貸出の際は、クローバープラザ利用者カードが必要です。
※遠方の方や外出が困難な方のために配送での貸出返却も行っています。(送料実費負担)
- 貸出期間 2週間以内
- 問い合わせ先 福祉情報センター 〒816-0804 春日市原町3丁目1番地7
☎ 092-584-3330 FAX 092-584-3319

「わたしたちの手話学習辞典Ⅱ」

『わたしたちの手話』再編製作委員会
大杉豊・関宜正 編集
出版：一般財団法人全日本ろうあ連盟



日常用語・専門用語から約3000語の手話を選定し、手の形からも引けるように整理して収録。国際手話の指文字や、ろうあ運動に関する豆知識も掲載する。

「ハッピー！ハッピー♪」(1巻～7巻)

波間信子 著
出版：講談社



事故で失明した女性が、盲導犬と出会い、希望を取り戻し、結婚・出産・子育てや周囲の人々との交流を通じて成長していく物語。

「続・自閉症の僕が跳びはねる理由
会話のできない高校生がたどる心の軌跡」

東田直樹 著
出版：エスアコール出版部



こだわりはやめられませんか？どのような援助をして欲しいですか？2007年刊「自閉症の僕が跳びはねる理由」から3年、高校生になった著者が、自閉症について60以上の質問に答える。

「災害時要援護者支援対策
—こころのバリアフリーをひろげよう—」

有賀絵理 著
出版：文真堂



電動車椅子を使用する身体障害者であり、東日本大震災の被災県である茨城県在住の著者が、社会のなかのバリアとバリアフリーや災害時要援護者の実態を綴り、今後の災害に向けた提言を行う。

